

担当：  広共同事務センター

2020年が始まり、とうとうオリンピックイヤーとなりました。開催が待ち遠しいですね。今月号は、もうすぐ新年度の申請手続きが始まる、就学援助制度についてお知らせします。平成31年度分から変更点がたくさんありましたので、その点についてもご確認ください。

### 就学援助制度とは

平成31年度分からの変更点

新入学学用品費の入学前支給ができるようになりました。

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒及び就学予定者の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。

学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学学用品費などの一部が援助されます。

### 援助を受けられる世帯

- ① 呉市に住所があり、小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- ② 令和2年4月に入学を予定する児童・生徒の保護者
- ③ ①又は②であって、次のいずれかに該当する世帯です。



区分	申請理由	必要な証明書類
1	生活保護を受けている	必要ありません
2	生活保護が停止又は廃止になった	必要ありません
3	市民税が非課税である(世帯全員)	平成31(令和元)年度所得・課税証明書
4	市民税が減免された	市県民税課税決定通知書の写し
5	個人事業税が減免された	個人事業税減免決定通知書の写し
6	固定資産税が減免された	固定資産税課税決定通知書の写し
7	国民年金保険料が免除された	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
8	国民健康保険料が減免、徴収猶予された	国民健康保険料減免申請に伴う決定通知書の写し
9	児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書の写し
10	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
11	雇用保険の失業給付を受けている	雇用保険受給資格者証の写し
12	特別な事情があり経済的に困っている	平成31(令和元)年度所得・課税証明書等

### ※ お願いします

申請時点と家庭状況に変化がある場合は、速やかに事務職員にお知らせください。

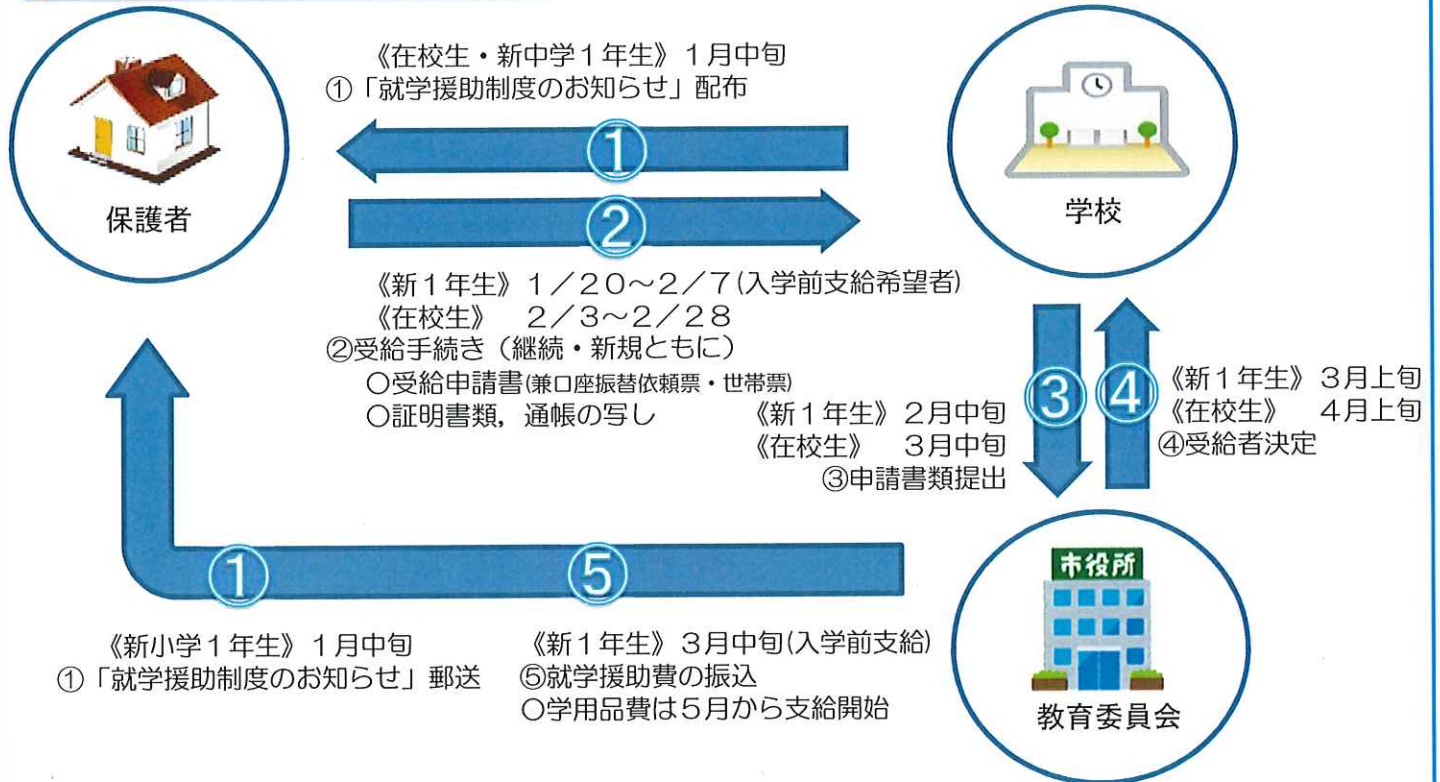
- 住所が変わった
- 世帯構成が変わった(保護者が結婚、離婚する など)
- 転校することになった

また、昨年度まで行っていた学期ごとの状況確認は、平成31年度からなくなりました。(申請理由によっては確認が必要なものもあります。)

**注意!**

申請理由に該当しなくなった場合は、「辞退」や「戻入」の手続きが必要になります。

## 申請手続きの流れ



- ※ 新入学学用品費を入学前（3月中旬）に支給できるように、新1年生も1月20日～2月7日まで入学予定の学校で申請の手続きを行います。
- ※ 令和元年度の申請は2月28日まで随時受け付けています。

## 特別支援教育就学奨励費制度とは



入学前に購入したランドセルやら制服の領収書も必要なんじゃ。

呉市立の小・中学校の特別支援学級などに就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励を図るため、学用品などの経費の一部の援助を行う制度です。

学用品費のほか、給食費、修学旅行費、校外活動費の一部や新入学学用品費などが援助されます。手続きは例年5～6月ごろに開始されますが、認定は4月までさかのぼって行われます。



特別支援教育就学奨励費の学用品費および新入学学用品費の申請には、レシートや領収書等の添付が必要です。紛失されることのないように保護者にお伝えください。

また、今年度の学用品費の申請は、保護者購入分は令和2年1月末までに支払い済みのもの、学校購入分は令和2年2月中の業者支払いが必要となりますので早めの対応をお願いします。

## サービス「一問一答」!

### 勤務時間の割振りと週休日の振替

Q. 2時間の用務の旅行命令など、4時間に満たない用務を週休日に命じる場合は、4時間の勤務時間の割振り変更を行うべきか。

A. 週休日に勤務させる場合は、用務の時間が短い場合も1日を単位とした週休日の振替を行うことが原則であり、4時間の勤務時間の割振り変更を行うことができるのは、校務の運営上やむをえない場合に限られる。

(4時間の勤務時間の割振り変更は、現に勤務する日数が増え、職員の負担が増えることから、できる限り行わないこと。)